大阪府監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第9項の規定により大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。 平成24年2月1日

 大阪府監査委員 磯部 洋

 同 赤木 明夫

 同 中野 雅司

 同 清水 涼子

 同 和田 秋夫

(通知文)

同

平成24年1月16日

 大阪府監査委員
 磯部
 洋

 同
 赤木
 明夫

 同
 中野
 雅司

 同
 清水
 涼子

和田 秋夫

大阪府知事 松井 一郎

府営住宅における行政財産使用許可に係る住民監査請求について(通知)

平成23年11月15日付け府監第1655号による勧告について、下記のとおり必要な措置を講じましたので通知します。

記

- 1 消火栓標識柱が存在しないものについては、行政財産目的外使用一部廃止届を提出させ、枚方市道上に消火栓標識柱があるものについては、許可権者である枚方市の道路担当課に対象事案を引き継ぎ、大阪府における使用許可決定及び使用料免除決定を取り消した。
- 2 残りの消火栓標識柱については、それらの正確な位置や対応する消火栓の位置関係がわかる図面を徴取した。
- 3 1及び2の措置の結果を踏まえて、残りの消火栓標識柱に係る使用料の免除の可否について検証した結果、当該府営住宅の消火活動という公益上の必要が認められ、かつ、当該府営住宅の消火活動に使用されるものであったため、使用料の免除は適切であると判断した。